



愛荘町国民健康保険では、被保険者の健康づくりの一環として、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成します。

助成申込期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月31日(金)まで
8時30分～17時15分 ※土日・祝日の受付はありません。

助成対象期間

令和6年6月1日(土)から令和7年1月31日(金)まで
この期間内の人間ドック・脳ドック受診が助成対象となります。

助成対象者

愛荘町国民健康保険に加入している18歳から74歳までの方
国保税に滞納がある場合は申込みできません。



助成申込書

人間ドック・脳ドック助成申込書(特定健康診査受診券裏面)は4月下旬頃に郵送する特定健康診査の案内に同封します。ただし、40歳未満の方には郵送されませんので、住民課(保険年金係)または秦荘サービス室までお越しください。

助成申込方法

人間ドック・脳ドック助成申込書(特定健康診査受診券裏面)に必要事項を記入して、助成申込期間内に愛荘町役場 住民課(保険年金係)または秦荘サービス室へご持参ください。助成申込期間を過ぎますと申込みできません。また、郵送、FAXでの申込みはできません。
※なお、人間ドック等の受診は必ずすべての項目を受けてください。コース内容を変更して受診されると、助成できない場合があります。

☎ 住民課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7692

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊄=申し込み先 ㊄=問い合わせ先

令和6年度から後期高齢者健康診査の対象者を **拡大** します

対象者 ●後期高齢者医療制度に加入している方(ただし、次の条件に当てはまる方は対象外)
令和6年度から下記のとおり対象外となる方を変更します。

これまで		令和6年度から	
①	糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	①	糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方 対象
②	要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方	②	要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方 対象
③	病院や老人ホームなどに入院(6か月以上)や入所している方	③	病院や老人ホームなどに入院(6か月以上)や入所している方 対象外

検診時期 令和6年6月1日から令和7年1月31日を予定しています。

検診を受けるには?

- 対象の方へは、愛荘町役場から受診券が郵送で届きます。 ※受診券の発送は、令和6年5月を予定しています。
- 検診受診の際には予約が必要な場合もありますので医療機関へ直接ご確認ください。
※実施医療機関等については受診券に同封される書類をご確認ください。
- 「質問票」が受診券に同封されている場合は、事前に記入してご持参ください。
※受診券と被保険者証を持って、滋賀県内の医療機関で健診を受診してください。 ※費用は無料です。
※詳細な実施方法等については、受診券に同封される書類をご確認ください。



☎ 住民課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7692 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

暮らしの掲示板

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

令和
6・7
年度の

後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします
令和6年4月1日から保険料率を改定します。

●令和6・7年度の保険料率(年額)

区 分	保険料率	
	現 行 (令和4・5年度)	改定後 (令和6・7年度)
被保険者均等割額	46,160円	48,604円
所得割率 所得割額=(総所得金額等 ^(注1) -43万円 ^(注2)) ×所得割率で計算	8.70%	9.56%^{*1}
年間保険料上限額	66万円	80万円^{*2}

注1 総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計をいいます。

注2 合計所得金額が2,400万円以下の場合

*1 所得割 激変緩和措置について

次に該当する方の所得割率は**8.84%**(ただし、令和6年度に限る)

・旧ただし書き所得(総所得金額等-43万円)が58万円以下の方

*2 賦課限度額の激変緩和措置について

次に該当する方の年間保険料上限額は73万円(ただし、令和6年度に限る)

・令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった方 もしくは、障害認定により、後期高齢者医療保険の被保険者となった方。(ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後広域連合をまたいだ転居を行った場合、転居先の広域では対象外)



●令和6年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

- 65歳以上の方の公的年金に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。
- 事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。

■均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数^(*)-1)

■均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数^(*)-1)

■均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数^(*)-1)

*年金・給与所得者の数は、令和5年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方が該当します。



おひとりごとの新しい保険料の額は、令和6年7月に郵便でお知らせします。

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

広域連合webサイトトップページ:<https://www.shigakouiki.jp/>

詳しくは 愛荘町役場 住民課(☎0749-42-7692) または 滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎077-522-3013)まで 〒520-0044 大津市京町四丁目3-28